

中国による北朝鮮からの石炭輸入①

平成29年2月
外務省

1 現状

- 米国の民間調査会社によれば、2016年12月の中国による北朝鮮からの石炭輸入は以下のとおり。

輸入額: **1億6820万米ドル**

輸入量: **200万3972メートル・トン**

安保理決議第2321号が定める
2016年11月30日～12月31日の上限
輸入額: **5349万5894米ドル**
輸入量: **100万866メートル・トン**

大幅な超過 額ベースでは上限の約3倍
量ベースでは上限の約2倍

- 安保理決議第2321号は、各連加盟国に対し、月の終了後30日以内に、当該月の石炭の輸入量を（安保理の下部機関である）北朝鮮制裁委員会に通知することを定めている。しかし、2月13日現在、中国からの正式な通知はない。

2 今後の対応

- 我が国としては、米国、韓国をはじめとする関係国や国連安保理の下に設けられた北朝鮮制裁委員会、専門家パネル（注）と緊密に連携しつつ、石炭輸入の迅速な通知を含め、安保理決議が厳格に履行されるよう中国に対して強く働きかけていく。

（注）北朝鮮制裁委員会は、安保理決議第1718号（2006年）により設置され、安保理構成国によって構成。安保理決議に基づく措置の違反に関する情報についての検討等を任務とする。

専門家パネルは、安保理決議第1874号（2009年）に基づき、北朝鮮制裁委員会の下に設置。加盟国による安保理決議に基づく措置の履行に関する情報の収集等を任務とする。

中国による北朝鮮からの石炭輸入②

